

続・黄泉無著の「参府記」の訳註研究

川 口 高 裕

- 「文政十二丑中春皓台廿一世参府記」（以下、「参府記」）
（皓台寺蔵）は黄泉無著（二七七五―一八三八）が、幕府
へ皓台寺（長崎市寺町）二十一世の継目御礼（披露）のた
めに参府した文政十二年（一八二九）正月二十八日から五
月二十六日までの日鑑記録集である。末尾に「文政十二
六月しるす 近侍某甲乙等集記」とあるところから、弟子
や随伴した側近の侍者らがまとめたものである。しかし、
題簽や内題はなく、正式のタイトルは明確でない。
- そこで「参府記」を日程などから分割してみると、
- 一、参府旅行の準備（文政十一年十月十三日～文政十
二年正月二十七日）
 - 二、長崎から小倉への旅（正月二十八日～二月四日）
 - 三、小倉から京都までの旅（二月五日～二月十九日）
 - 四、京都滞在（二月二十日～二月二十二日）
 - 五、京都から尾張への旅（二月二十三日～二月二十六
日）
 - 六、尾張から江戸までの旅（二月二十七日～三月四
日）
 - 七、江戸滞在（三月五日～四月七日）
 - 八、江戸から尾張までの帰り旅（四月八日～四月十七
日）
 - 九、尾張滞在（四月十七日～五月五日）
 - 十、尾張から京都への帰り旅（五月六日～五月八日）
 - 十一、京都滞在と大坂までの旅（五月九日～五月十五

続・黄泉無著の「参府記」の訳註研究（川口）

日）

十二、大坂より小倉までの海路の旅（五月十六日～五

月二十日）

十三、小倉から長崎への旅（五月二十一日～五月二十

六日）

十四、帰寺とその後の対応（五月二十七日～六月二

日）

と分けられるが、その中の「一、参府旅行の準備」と

「七、江戸滞在」を除いて拙稿「黄泉無著の「参府記」の訳註研究」（平成二十二年三月「曹洞宗研究員研究生紀要」第四十号）で発表した。そのため本稿では、一と七の原文に語句註を加えて現代語訳してみたい。なお、これは筆者の現段階における試訳であり、未詳の語句や補訂は今後の課題として、最初に旅行期間の月日、天候、宿泊所、行動要旨などをあげておく。

江戸滞在

月日	天候	時刻	食事	宿場と宿泊所	行動
三月五日					<p>宿屋（伏見屋）がとても狭く、奉書等を置く場もなかったので、法泉寺へ引越した。荷物は舟で運び、歩いて行つた。閑清の地で、桜花がたくさん咲いていた。入府（法泉寺へ）</p> <p>河島円節へ金三百疋、円節の倅へ百疋を、江嶋清伝へ二百疋を申し上げた。</p> <p>御影堂七兵衛へ献上物の束巻二通を注文した。代金は五十匁位であった。</p> <p>御月番老中、寺社奉行、長崎奉行と龍穩寺へ到着の届を出そうとしたが風邪を引いたために延期し、長崎へ着状を遣した。</p>
六日					

七日						駕四人、片箱侍二人、伴僧二人、合羽籠一荷で方丈回勤する。
						回勤
						御老中御月番青山下野守殿の屋敷へ行き、長崎皓台寺と書いた手札を差し出した。次に寺社御月番松平丹波守殿の屋敷へ行き、玄関にて参府の趣の申し入れをした。次に行った大草能登守殿の屋敷でも同様のことをした。
						茶飯淡雪を食べた。
						願書二通を寺社奉行と長崎奉行へ出した。
九日						大円寺、豪徳寺など知音のある寺院へ使僧を遣した。
						滞留中、隅田川の桜が盛開で、来客が多かった。
						村人から説法を頼まれて滞留中、三夜説教した。
						「晴河禅源」の四大字を額に書いた。
十日						普門律師を増上寺の慧照院へ訪ねた。
十一日						尾州大夫へ伺おうと思つたが、尾州中将侯は入国する以前であつた。
十二日						束巻を献上する。老中方に進上する毛氈、大奉書等を献上のために用意した。
十三日						来客者や吉祥寺の旃檀林の僧徒など多くの人が拝請に来た。
						閑暇、頼まれた墨跡を揮毫した。
十四日	午後					明日の登城の間合せをするために役僧を遣した。以前からのしきたりである衣服について、書付けを持たせられた。
						中食
						赤坂茶店

月日	天候	時刻	食事	宿場と宿泊所	行動
十四日		夜			<p>帰山</p> <p>将軍の御幼君方が痘瘡にかかっていた。四代将軍の一五〇回忌法要が上野の寛永寺で行われた。</p> <p>大円寺より薩州の見性院殿の遺物、御自針の茶羽二重馬齒縫の九条衣、御自書彫刻の和訳の『普門品』三百巻が送られて来た。</p> <p>円節が来て弔った。「晤台寺御由緒」を書いており、すぐに遣わした。</p> <p>旗本の深見新八郎より、明日招請の申し合せがあつたが断り、二十三日に行くと約束をした。大沢仁十郎より使者富益伝左エ門が来た。</p> <p>東林房の請待で東叡山（寛永寺）の花見に行った。</p> <p>橋場の総泉寺へ行列道具を借りに法泉寺住職が行く。</p> <p>豪徳寺より使僧が来た。花が満開だったので来客が多かった。</p> <p>一橋侯と隅田川の花見に行った。</p> <p>午後十時過ぎに神田かし町から出火し、江戸本町通はすべて焼失した。三十年來の大火で、夜になって風が強くなり、火の勢いが一層強くなっていった。</p> <p>大火は沈火せず。越後の久保田氏より頼まれていた「阿弥陀像の記」ができたので渡した。駒込の大円寺、当村の福厳寺、麻布の円沢寺などの額の揮毫ができた。</p> <p>尾張の老中五味氏より使者が来て、奉書一束を持参した。</p> <p>諸方へ火事見舞に使僧を遣わした。</p>
二十一日		四過 夜			
二十二日					
二十三日					

二十四日	夜		大円寺	方丈が芝の大円寺より招請された。大中寺監司の昌隆和尚がこられ、諸道具等を遣わした。昌隆は本年の夏、結制を行うため賀働を遣した。
二十五日	晩		大円寺	滞留
二十六日	午後		大円寺	止宿して、唐紙百枚程に揮毫した。
二十七日	午後			大円寺を下山し、市ヶ谷の尾張藩老中五味氏よりの招請で泊る。三帰戒を授けたり、説戒、揮毫を行う。
二十八日	四過			出立 両国橋の奥の黒田侯御隠居（直方居士）より招請され、奥平侯御隠居、恵亮などとともにお茶をいただく。 小舟にて送られ、法泉寺へ帰山した。
二十九日	齋後			黒田侯へ昨日の御札に使僧を遣した。黒田侯よりも使者がきたので、高祖の真影三千五百枚、如意一本、青玉塗香などを送る。大円寺より使僧がくる。松平冠山侯より寄附された『新刻法華経』七巻を贈ってきた。自撰の『江戸名所考』の新刻をいただく。 松平丹波守殿を伺う。
	夜			帰山「明日、登城せよ」の指紙が来ていた。

月日	天候	時刻	食事	宿場と宿泊所	行動
四月一日	曇天	七時			<p>出門</p> <p>人足三河町入、役僧二人、押一人、献上長持二人、役僧一人、侍一人、僕一人、御老中晋物長持二人、同晋物台釣台二人など献上品をあげる。</p> <p>登城する。御白書院において、松平丹波守殿が立会って独礼で稽古した。此の日、加賀殿始め、大名十三人、寺院十四人、第一番は上野凌雲院で、第二番が皓台寺であった。</p> <p>公方様御出座され、御老中月番が寺号を取り合わせ、低頭した。下城した後、老若老中、寺社奉行へ挨拶回りして、進物を贈った。</p> <p>挨拶回りが終了した。</p> <p>明日は三ヶ寺に挨拶回りする用意をすませ、人足も調べておいた。</p> <p>早天より三ヶ寺へ進山披露する。三ヶ寺共に拝席に座り、高茶台にて密湯、茶、菓子が出され丁寧であった。大中寺は、旧知であったため、蕎麦切と少々の飯、三菜を出してくれた。方丈が書院の境まで送って下さり、監寺と奏者が、式台まで送ってくれた。絵泉寺は、借物をしているため、毛セン一枚、二百疋、尾州で新製の花瓶一箱を差し上げた。</p> <p>深見氏が見舞に来た。二十三日御請待のところであったが、焼失したため、鹿栗献上と申して使者の山崎善左エ門が来た。大応知有の語録の考訂ができた。三嶋の法花寺へ、飛脚便を出した。</p> <p>指月老人の「橋場夢談」の序文を黒田侯の需めに応じて述作し遣わした。</p> <p>平戸侯の侍医の菊菴が来る。行智法印も来訪した。大中寺より使僧の肥後の天養が来た。</p>
三日	晴天	夜 八半頃	四半		

四日	晴天	午後	松平丹波守の屋敷へ伺いに行き、夜に帰寺した。すると明日、登城せよと申し付けられる。
五日		五前頃	登城
		九時	寺社奉行の立合で出席する。
		七過	帰山
六日			明日、麻布の龍穩寺へ出立の届を使僧に申し付けた。
			龍穩寺へ潜立を使僧として、近々江戸を出立するにつき、先例の通り使僧によって御届申し上げた。先触を出した。
			明日の八時に出立するはずであったが、用事につき八日の出立となった。江戸の麻布から赤坂まで火事になった。
			法泉寺より上膳の二汁五菜、蒸菓子、乾菓子が出た。
七日	雨天	夕	明朝、出立の用意をしている。
		夕	米代と夜具料などを支払いし、道中の用心を申し渡された。
			龍穩寺より大俊鑑司が使僧として来た。駒込の惣禅寺での授戒会のことを頼みに来たため、やむなく使僧を頼んで断りを申し入れた。
			法泉寺よりの餞別は浅草のり二百枚、金二百疋、道中用の梅羊羹一曲、扇子であった。

一、参府旅行の準備

二十一世和尚、文政十一年八月二十一日、尾張の万松寺より到着した。九月六日に皓台寺へ入った。十月一日長崎奉行所へ行き挨拶した。同月三日、江戸へ使いの僧を派遣し、公儀に拝礼する願を提出した。同四日、願いが聞き入れられた。同十一日、弟子の素倫が使僧として出立した。

文政十一年十月十三日、参府する願書きの下書ができた。

願い口上の覚

一、当寺の住持は任職後三カ年の内に参府して、任職に就いたことの挨拶と御札を申し上げることが以前からの恒例となっている。私（黄泉）は来年（文政十二年）春、正月中旬より参府して任職に就いたことの御札を申し上げたく願っている。

十月

皓台寺 判

長崎奉行所へ

この外、例え書き一通を一同に差し添え出すことの文面は、左のようである。もつとも先代任職迄は、三代前の例を書き上げているが、今回よりは一代の例として書き出す。

例書

一、当寺二十世俱胝は文政三年五月に任職し、同四年二月十二日に長崎を出立し、四月一日に拝礼を勤めた。もつともその際、御白書院では耆東一巻の献上物を差し上げ、独りで拝礼することになり、檜御間で、御時服三枚を拝領した。さらに、西御丸への献上品も同じものであった。

右の通り拝礼を勤めた時の例書である。

十月

皓台寺 判

文政十二年正月九日、御代官所より明日（十日）に役僧を一人差し出すように申された。当日、出席したところ、旧冬に出願した本年春の参府の願いに対し、御許可がおりたので、任職は後から代官所へ出て来て下さいとのことで

あつた。

役僧は皓台寺へ帰り、直ちに四頃（午前十時）、住職は代官所へ出られた。作右衛門殿も出席し、対座にて、旧冬に出された参府し拝礼する願が聞き入れられた。この旨を承知して下さいとの書付を申し渡された。

寛

皓台寺へ住職した後の御礼のことは、願いの通り出府して寺社奉行の月番へ願ひ出る旨を申し渡した。右の通り達があり、その意を得て下さい。

丑正月

正月七日、会計担当の副寺は、参府する旅費の願書きを長崎奉行所へ差出した。次に御代官所へも同文の願書を出した。宛名書きはない。これは願文を知らせる迄のことであつた。

願上げする口上の覚

拙僧、参府するにあたって、先達て願上げたところ、今月十日に許可され、誠にありがたく思っている。そこで、出発する支度ができ次第、今月下旬にでも出立したく思っている。ついては、先代より旅費やお金をいただき、そのお

続・黄泉無著の「参府記」の訳註研究（川口）

陰で参府して御拝礼を勤めることのできることは、お金をいただけることによる。そのため、あわれみの程お願い申し上げます。

お金をいただくことの先例は、当寺開山や二代和尚よりそれ以後迄、旅費などを格別にいただいていたことから、最近の二、三代は徐々に金額が減少している。したがって、この頃、道中の人馬の割増などの御触もあり、雑費も多くかかるようになってきた。なお、また、住選格式もきわめて省略せざるを得ないが、御奉書にて住職を任命され、拝調するにあたって、関所などの格式も免れなくなれたならばかなりうまくできないが、御上にあたっては、どうかあわれみをもって参府ができるようによくお願いします。遠方へ引越のため、皓台寺へ入った後も失礼ばかりで申し訳なく思っています。

正月

皓台寺判

御奉行所へ

正月十六日には、長崎奉行所より旅費を請取りにくるよ

うに連絡があり、そこで、近藤半五郎が来山した。只今、請取っていただくように持参したが、役所へ引渡したく思うが、今日、出頭するようにとの申しつけにより、役僧の楚禪が出頭して八貫八百目を請取りに来た。

覚

銀子八貫八百目也

右は今般、参府の旅費として、先例の通りいただくこと相違なく受取りました。以上

正月

皓台寺 判

正月十七日に参府するため、出発する予定日の願

口上の覚

一、拙僧の参府することが、いよいよ今月二十八日に出発する仕度ができた。そのためしばらくいとまをいただきたく、もつとも留守中の鑑寺は、弟子の大潜退承に申しつけたく思っています。このことは書付によって願ひ申し上げます。

正月

皓台寺 判

御奉行所

同日、添えられた手紙の願ひ書は次の通りである。

口上の覚

一、寺社奉行所へ 手紙一通

一、江戸に滞在している長崎奉行所へ 手紙一通

この通り、従来の規則によって行われることは、このたびも願っている。もつとも当二十五日、御暇にて参上した時、仰せつけられた。以上

丑正月

皓台寺 判

御奉行所へ同文一通、代官所へ（宛名なし）同日、通行手形の願書を左の通り出した。

もつとも今回、箱根の通行にあたっては自分の通行手形を用いず、口上のみにて通行すればよいが、先例があることから、もらひ寺にて差し置いておく。

覚

住持黄泉、弟子潜立、同悟谷、同文戒、家来石黒

只助、同松本吉助、下男源西郎

右は今般、参府にあたり、通行往来の手形の発行を願つた。以上

丑正月

皓台寺 判

御奉行所へ

右同文彦通、代官所へ宛名なし。

正月二十四日明け方、代官所より役僧が呼び出され、二十五日に奉行衆は、暇の御挨拶を申し上げたところ、方丈は四時（午前十時）に奉行所へ出向くことを申された。

正月二十五日、晴天、午前八時、方丈は永昌寺へ出かけられ、役所の年行司部屋へ伴僧を一人差出し、着いたことを申し入れ、しばらく待合せして、十時すぎに方丈は役所へ出向き、奉行の本多佐渡守とあった。

その口上はこのたび、参府し拝謁にあたり、寺社奉行衆及び大草氏へ書翰を指し出し、寺社奉行衆は月番の人へ差し出して下さいと申され、中敷居まで行った。また、立ち帰る時、方丈は進んで黙礼した。これは手紙のお礼である。道中、無事に行つて下さいと申された。

それぞれの役人は広間にて、書翰二通を渡し、二通とも仮の箱に入れた。宛名は、

続・黄泉無著の「参府記」の訳註研究（川口）

土屋相模守様 土井大炊頭様 松平伊豆守様 松平丹波守様	本多佐渡守 稲垣次右衛門様 大草能登守様 左者長崎奉行	御勘定奉行 本多佐渡守
--------------------------------------	--------------------------------------	----------------

寺役奉行
とある。

次に代官の高木作右衛門宅へ行き、控えの間において、役人が通行切手三通を渡した。

一通は方丈（黄泉）の分、一通は弟子三人分、もう一通は同行する家来三人分、それぞれ大同庵、御朱印地、青木丹波守、年寄九人、長老の尊宿ならびに外護者二、三軒、いつも回つて勤めている。名村左登治宅において中食をとつた。帰寺した後、明日まで来客が多かった。

正月二十六日未明、先触を出した。もつとも前の晩、長崎付出しを置いた。

先触の文は左の如くである。

このたび、御用につき参府いたします。人馬並びにその世話をする二人、遅れることなく差し出します。以上

正月二十六日

長崎

皓台寺

役人 ㊦

宿々役人中

- 一、乗物 人足四人
- 一、御奉書長持 同 三人
- 一、献上長持 同 四人
- 一、長持 同 四人
- 一、挟箱 同 一人
- 一、合羽籠 同 二人
- 一、軽尻 二疋
- 一、本馬 一疋
- 一、用意人足 四人

以上、宿の本陣、脇本陣の内へ

正月二十七日、大小の檀家の方々や町方などと饞別した。その時に来た客は多く、市の如くであった。此の日の

品揃えをあげると、乗物、御奉書を入れる長持、献上長持、御紋付の比くの絹の幕、御紋付の高張挑燈、御紋の入った纏、箱ならびに馬、小田原挑燈など。

出立の宿 長崎 皓台寺休

表 長崎 皓台寺泊 裏

饞別として高木作右エ門より絵きぬ一反、聖福寺より唐拵子五本、金三百疋、傷一章。

檀家の年寄七軒より毛セン二枚つつ、久松より一枚つつ、末寺五ヶ寺より毛セン七枚。檀家の御年寄二軒より二枚。

高木清右エ門の隠居高木晩成より金一両、三田村太兵衛より銀二枚、守山儀十郎より銀一枚、内藤忠兵衛より金五百疋と五色毛氈五枚、中村嘉右エ門より朱檀盆五枚、白はまの母より朱たんつくへ一脚。

その外は別帳にあり、ここでは省略した。

【万松寺】名古屋市中区大須三十二十九一十二にある。【御白書院】江戸城本丸御殿では一番主要な建物である大広間の次にあり、表向きの部屋として儀式を行ったり、来客と対面したりするのに用いた。対面所ともいう。【独礼】儀式のある日、藩主に謁見する際に一人で進み出ること。

【西御丸】江戸城の西の一郭で、將軍の世継ぎの居所、または隠退した將軍の居所。【半切】書簡用の縦が短く横に長い和紙。【代官所】代官が政務を執り行なった役所。【対座】向い合つて座る事。【出府】武家が江戸に出ること。【寺社奉行】武士がおさめていた時代、寺院や神社の取り締まりや訴えごとを裁いた役所。【月番】老中をはじめ、寺社奉行などの勤務方法で、毎月交替でそのうちの一人が諸般の政務を担当し、他のものはこれを補佐する制度。政務を担当することもいう。御用番のこと。【副寺】住持を補佐する六知事の一つで、都寺や監寺を助けて寺院の日常生活に用いる金銭や穀物などの一切の収支をつかさどる役。【路料】旅行の費用。路用。旅費。【銀子】貨幣としての銀。一般に、お金をいう。【憐愍】ふびんに思うこと、あわれみの気持。【馬割】何頭かの馬を乗る人に割り当てること。【乗打ち】馬やかごに乗ったまま、貴人・神社・仏閣などの前を通り過ぎること。下乗（げじょう）の礼を欠く行為。【不如意】思うままにならないこと。【請取】うけとった旨を認めたかきつけ。【役僧】寺院で、事務を取る僧。【日限】前もって一定の期日を指定すること。日時

を限ること。また、その日時。【口上】口頭で述べること。口頭で伝えること。また、その内容。挨拶のことば。【出立】旅立ち。門出。出発。【鑑寺】古くは監院といつた。六知事の一つで、住持に代わつて寺内の一切の事務を監督する役目。【大潜】黄泉の法嗣の大潜退承のこと。【同断】前と同じであること。【添簡・添翰】文書などにそえる手紙。紹介・依頼する時や贈り物をする時、または訴訟手続の際に添付する文書。挙状。【長崎奉行】江戸幕府の職名。長崎の市政を監督し、中国・オランダとの貿易をつかさどるとともに、諸外国の動静を監察し、九州諸大名を指揮して外寇の備えにもあたつた。【切手】通行（往来）手形。関所手形（居住地の名主、五人組の証明によつて発行されるもの）、手判の類。割符。【箱根】神奈川県西部の地名。江戸時代、東海道五十三次の小田原と三島の間の宿駅で、関所が置かれていた。【家来】服従する者。従者。手下。【僕】男のめしつかい。下男。しもべ。【曉方】夜半過ぎから夜明け近くのまだ暗い頃。未明。【方丈】禪寺の住持を呼ぶ敬称。【年行司】一年ごとに交替してつとめる役。【伴僧】法会、修行などの時、随伴して読経など

の役を行う僧。【拜謁】身分の高い人や目上の人に面会することをへり下っていうこと。【中敷居】一つの障子やふすまで区切るために設けた敷居。【黙札】黙って敬礼すること。無言のままお辞儀すること。【無恙】つつがないこと。異常のないこと。【広間】会合や来客の接待などに用いる広い座敷。【溜り】人の集まり控えている場所。控所。【御朱印地】將軍の朱印状によって所領が安堵された土地。【先触】あらかじめ触れ知らせること。予告、まえぶれ。【宰領】荷物を運送する駄馬や人夫を引きつれ、その指揮などをする役。【長持】衣類や調度などを入れて運搬したり保存したりするための蓋のついた長方形の大きな木製の箱。【挟箱】殿様の衣類や身の回りの荷物を運ぶ物。【合羽籠】雨よけのコート、合羽を納めておくもの。【軽尻】馬に積む荷のないこと。【本馬】江戸時代の駄賃馬のことで、幕府公用者や諸大名が用いた。【本陣】参勤交代の大小名、その他の貴人（勅使、宮門跡、公卿、幕吏など）が休泊した大旅館。【脇本陣】本陣の補助的宿屋で、副本陣にあたる。【箱柳】古くは中国の習慣で、旅立つ者が無事に還ってくることを祈って、別れ際に再会を期して

柳を三本使い輪に結び、旅立つ者を送ったこと。【宿札】大名、旗本などが宿泊している宿屋の前に姓名を記して掲げた札。【払子】獸毛や麻などを束ね、それに柄をつけたもの。もとはインドで蚊などの虫や塵を払う具であった。後に法具となり、中国の禪宗では僧がこれを振ることが説法の象徴となった。日本でも鎌倉時代以後に用いられ、法会や葬儀などの導師の装身具となった。

七、江戸滞在

三月五日、宿屋は非常にせまく、十人程が限界であった。また、御奉書などを置く場所もないほどであった。向島の法泉寺の住職は、かつて隨身した者で、役僧の悟谷がかけあって、今日こちらへ引越、荷物を舟にて廻し一人が乗っていた。方丈は歩いて移った。閑清の地で桜の花が盛んに咲いており、雅をうたう情景で十分な宿坊であった。あわせて長崎やへも祝儀を遣わし、先例の通り、その後入府した。

長崎

皓台寺宿坊

札中一尺一寸、長三尺五寸

長崎や源左エ門へ金二百疋、毛セン二枚を土産として持参した。しかし、今後は無用のこと。唐茶台と雲片香を長崎や妻へ、百疋を日用頭の紋兵衛へ上げた。後日、大中寺宿主に会ったところ、長崎やは町人宿で、そこからの登城はよくない。幸い向島へ宿を換えられることになれば、よろしいと申された。源右エ門は一回も見舞いに出ず、祝儀を受けるばかりで甚だ不届の至りである。もつとも登城の際、長崎やおともせずといえ、今後は江戸の寺院を借りて泊ることとした。後人のために、これを記しておく。

三月六日、本日、弟子の潜立が使僧として各所に晋物（おみやげ物）を先例の如く届けた。金三百疋は河島円節、百疋は円節の倅へ、二百疋は江嶋清伝、玄関番へ二百疋のことは登城する前日に申し上げた。

此日、御影堂の七兵衛へ献上する束巻を二通注文した。代金は五十匁位である。明日、方丈と月番老中、寺社奉行、長崎奉行、並に龍穩寺へ到着の届けに行くところ、風邪にて延期し、長崎へは江戸に着いた手紙を出した。

三月七日、駕四人、片箱侍二人、伴僧二人、合羽籠一荷

を持って方丈（黄泉）は挨拶回りをした。○御老中で月番の青山下野守殿○寺社奉行で月番の松平丹波守、○長崎奉行の本草能登守○大沢仁十郎○深久新八○永井筑後守。以上の三軒は皓台寺に墓があるため昔から参詣している。また、已上三軒へは毛氈を一枚づつ遣すが先例となっている。

右の外、尾張大夫方へ初めに回った。これは私用のため、記録には記していない。御老中の青山下野守の屋敷へ行き、「長崎皓台寺」と書いた手札を差し出した。今般、自分分は皓台寺の継目の御礼として参上することを申し出ようとして、使用人を出して挨拶回りを勤めるかと問うたところ、月番ばかりと答えられ、事は済んで退出した。次に寺社奉行月番の松平丹波守殿の屋敷へ行き、玄関で皓台寺に自分が継承したこと御礼のため参府したことを申し入れたところ、席を設けているので、どうぞ来て下さいと申されたので、方丈は別席に、役僧は惣席へ通されて、公用人の平山左エ門が出てきた。長崎奉行よりの手紙を差し出し、継目御礼の願書を公用人は見えて持って退かれ、以前の旧記と見合せている様子で、また、出来上りを承わる届と

申された。この時、長崎奉行への返翰は先例の通り、公儀は御暇を下され頂戴した。このように調え置くべきものと頼み入れ、また、拝礼の日限を尋ねられたところ、当十四日昼過ぎに出られることを申し渡され退出した。

大草能登守殿の屋敷にても同様であった。公用人の名は柴田善兵衛という人物であった。

此の日の昼食は茶飯淡雪で、赤坂の茶店にてとった。十八世（漢三道一）の記録に手札を出さないことが記されているが、文字がわからず甚だ不都合のため手札をはじめより出すこと、もっとも

長崎皓台寺宿所
向嶋 法泉寺

と書いた札を各所の

門番へ出すべきことの願上書を調い置くことは、左の如くである。西内紙、つつみは上みが低いものであった。

寛 この願書二通は、寺社奉行所と長崎奉行衆へ出すものである。

一、皓台寺は子年（文政十一年）二月二十八日、御奉書を以て住職に任命され入院した。前住職の代より入院後、三年の内に出席し継目の御礼を申し上げることが寺例となっているため、今般、参府している間、以前の通り御礼を申

し上げたく願います。以上

丑三月

皓台寺

寺社御奉行へ 所と印がないのは、先例の如くで申し

入れておく。

例書 中奉書の半切で二通

一、皓台寺十八代漢三は文化十二年三月十五日に登城し、御白書院で自分が継目（住職）になった御礼を申し上げた。壹束、壹巻を献上し、同十九日、檜の御間で御暇を下され、御時服三枚を拝領した。

一、皓台寺十九代天中は文政元年四月朔日に登城し、御白書院で自分が継目になった御礼を申し上げた。壹束、壹巻を献上し、同五日、檜の御間で御暇を下され、御時服三枚を拝領した。

一、皓台寺二十代俱胝は文政四年四月朔日に登城し、御白書院で自分が継目になった御礼を申し上げた。壹束、壹巻を献上し、同五日、檜の御間で暇を下され、御時服三枚を拝領した。

右の通り、御礼の勤めの例書である。

丑三月

皓台寺 印、宛名なし

右二通づつ記し、寺社奉行と長崎奉行へ出した。麻布の龍
穩寺へは直ちに行き、玄関で取次の案内で別席へ通され、
「長崎皓台寺参府」として自分が継目の御礼のために参上
したことは先例の通りで、口上で御届けを申し上げ、取次
人が足の高い茶台で茶と菓子を出した。

三月九日、大円寺、豪徳寺、その他、よく知っている寺
院へ使いの僧を遣わした。江戸に滞在中、墨田川の桜が満
開で、来客が多かった。今夕、法泉寺の住職有鄰は村人の
招きで出掛けている間、説法されることを願い出られた。
滞在中、三夜説教を行った。この法泉寺は山号を晴河山と
称し、住職のもとめによって「晴河禅源」の四大字を額に
書いた。

三月十日、普門律師を増上寺の慧照院に訪ねる。また、
尾州の藩主を伺った。尾州公は尾張におられたので、お逢
いする願いは出さなかった。

三月十一日、束、巻を献上する。老中方々に毛氈台を進
呈する。大奉書などを用意した。駕の人足らは三河町より

続・黄泉無著の「参府記」の訳註研究（川口）

入るように申し渡した。

三月十二日、来客ならびに吉祥寺の施檀林にいる学徒ら
拝請にくるものが多かった。

三月十三日、暇であった。頼まれていた墨跡を終日揮毫
した。

三月十四日午後、明日登城するについての問合せの役僧
を遣わした。以前からのしきたりである衣服のことについ
て、いろいろの書き付けがあるので、それを持ってくるこ
と。もし、ない時は、出さなくてもよい。

覚

皓台寺は以前よりお目見の際、着用した法服は、
一、黄色の官紗衣 一、白茶地の五条袈裟
右の通り代々の住職が用いていた。ただし、天保九年閏四
月十五日の御代替の登城より緋官紗衣と改めた。その後の
住職は緋を用いたのである。

三月

皓台寺役僧 潜立

この日、他の寺院は紫のさし貫、足袋、手巾などで揃える
ことはできないが、皓台寺は右の書付にて、翌日には白無

垢の袷、紫綾の差貫、足袋を用いたが、何の咎めもなかった。もし、咎めがあつたならば、俗服は書上げのない先例と答えるべきことを後住のための証拠として記していた。今日伺いに出たところ、明日十五日、差合があるため延期すると申され、夜になって帰山した。今般、幼君方が痘瘡であつたと申され、もはや葬儀が行われた様子、その上、四代將軍（徳川家綱）の百五十回忌の法要が上野（寛永寺）で行われるようである。

三月十五日、今日は大円寺より薩州殿（見性院）の御遺物や御自らが針で縫つた茶羽二重で馬齒縫の九条衣、自ら書き彫刻した和訳の普門品三百巻を送つて来た。その使僧は瑞崑和尚である。○大乘寺東堂の無学愚禅和尚の訃報がきた。死を悼む詩偈を贈り遣わした。香奠は百疋を出した。

三月十六日、円節が来て弔つた。皓台寺由緒は大体書かれており、その由来をすぐに記し遣わした。

皓台寺由緒略記

一、元和元年八月、伏見城において神君様徳川家康より邪宗の人の教化を行うため、直命にて皓台寺をとり立て

住職に任命された。その節には栗色の御輿と御紋付の諸々の道具を拝領した。

一、寛永三年、オランダ材にて寺が建立され、奉行は水野河内守が勤められた。

一、寛永十九年九月、明正天皇より切支丹教化の対策として勅額と紫衣を下された。

一、慶安二年四月、江戸城において独札で時代にあつた法服及び栗色の輿やそれに携わる役の諸道具、また、代々連署されている奉書によつて住職を勤めることができる格式が永代に申し渡された。

一、正保五年二月、大猷院様より御朱印を申し下された。
一、慶安年次以来、代々の住職が参府の際、御銀子をいただき、道中は杖払い、関所では籠に乗つたまま通行することが許されていた。

丑三月

皓台寺

三月十七日、旗本の深見新八郎より明日招請の申しが来たが、不都合のため断わり、二十三日にとの約束を行った。大沢仁十郎より使者が来た。金三百疋、菓子一折を持って大沢仁十郎の使者富益伝左エ門が来た。

三月十八日、東叡山（寛永寺）へ花見に行った。東林房が請待した。

三月十九日、橋場の総泉寺へ行列の道具を借用するために人を遣わした。法泉寺住職自からが行かれ借ることができる。

三月二十日、豪徳寺（住職提禅悦成）より使いの僧が来た。花は真盛りで、格別に来客が多かった。金百疋、杉原一束を持った春芳和尚が来た。

三月二十一日、一橋侯と隅田川の花見に行った。四過（午後十時過ぎ）より出火して、江戸本町通は残らず焼失した。（神田かし町より出火し、御陵御□両国まで）三十年来の大火で、夜になって風が強く、火の勢いはますます強くなった。

三月二十二日、大火は未だ沈火していない。越後の久保田氏より頼まれていた「阿弥陀像の記」が今日でき上ったので渡した。駒込の大円寺、当村の福厳寺、麻布の田沢寺などの額の揮毫ができた。尾張の老中五味氏より使者が来た。奉書一束を持参してきた。

三月二十三日、使僧を遣わして、諸方へ火事見舞を渡し

た。

三月二十四日、方丈が芝の大円寺より招待された。大中寺監司の昌隆和尚が取り持ちに来られ、諸道具などを遣わした。昌隆和尚は本年の夏、結制を行うため、賀働を差し上げた。

三月二十五日、大円寺にしばらく滞在し、今晚も泊った。揮毫は唐紙百枚程であった。

三月二十六日、午後、大円寺を下し、市ヶ谷の尾張藩老中の五味氏よりの招待で今夕はそこに泊った。そこにいた人々が三帰戒を受けることを願い出たため授けた。少し教えを説き、揮毫も行つて、夜にはお茶をいただいた。

三月二十七日、午後、出発した。今日、両国橋の奥の黒田侯の隠居（直方居士）より招待され、奥平侯隠居（黒田侯と親類）、恵亮寮主などを伴つてお茶をいただいた。夜四過（午後十時過ぎ）、小舟で送られ、法泉寺へ帰つてきた。黒田侯より指月和尚の「橋端夢談」の序を頼まれ、徹夜で記述した。和文である。自分の「心経国字鈔」の序を依頼主へ後日送ると申し出た。

三月二十八日、黒田侯へ昨日のお礼に随伴の僧を遣わし

た。この日、黒田侯よりも使者が来た。道元禅師の肖像画三千五百枚、如意一本、青玉の塗香、飯を盛る器と水を入れる器を送る（十八顆の珠数も）。大円寺より使いの僧が松平冠山より寄附された『新刻法華経』七卷（訓点付）を贈ってきた。また、自撰の『江戸名所考』の新刻されたものをいただいた。

三月二十九日、中食後、松平丹波守へ伺いに出て、夜になって帰寺した。「明日、登城せよ」との指紙が来ていた。指紙には「明一日六時（午前六時）に城へ登城せよ」とある。諸寺院は自分で伺いを出していた。皓台寺は、なぜ直接にしないのかと尋ねると、先例の役僧より申し伺いがあり、それに対する答を申し上げておいた。

四月一日、曇天、七時（午前四時）に出発した。人足、先箱、長柄、栗色駕、役僧二人、押一人、献上の長持、役僧一人、侍一人、僕一人、御老中への晋物、長持二人、晋物台、釣台二人。

右の献上の長持は、駕より二、三丁先へ行くこと、先年は長崎屋源右エ門が登城の節に付き添いを申し付けられたとのことであった。今回より人方は連れてこなく、

もつとも漢三の代よりお断わり申したことが記録にみえる。

献上壹束一卷、下札

長崎
皓台寺

真ん中の字より大奉書

を三つ折りにして切らずに書いた。一束の中投げにはさみを置くこと。

献上の長持は御影堂よりお城へ持ち入れられた。長持は

左右に、大奉書一枚にて

長崎
献上 皓台寺

と書いてはり付

けること。献上の長持は玄関、大敷台の左におき、役僧二人で持参し松の間に直ちに置くこと。

登城

方丈は江戸城内の下乗橋にて駕よりおりる。橋の内外で役僧に長崎皓台寺と届けた。此の時、玄関番へ二百疋を遣わした。もつとも前晩に遣わしてもよい。当日でもいい。当番の入替日があるため。

伴僧二人は松の間までついてきた。侍二人と草履取り一人は、大玄関の左側で扣えていた。時が来て、御白書院にお

いて松平丹波守が立合つて独りで礼をして習つた。

此の日、加賀殿始め大名十三人、寺院十四人、第一番上野の凌雲院、第二番は皓台寺であつた。四半(午前十一時)、公方様(將軍)が御出座された。御老中月番が寺号を取り合わせ低頭した。上様はめでたくおられる由、濟み次第、城を下りて老中若老中、寺社奉行へは挨拶回りをして次の通り進物を分けて贈つた。

御老中の五人へ毛氈二枚、白木台付

青山下野守殿、水野出羽守殿、大久保加賀守殿、松平和泉守殿、松平周防守殿

若老中毛セン一枚宛、白木台付

本多遠江守殿、増山河内守殿、堀田摂津守殿、堀大和守殿、林肥後守殿

西丸御老中毛セン一枚宛、白木台付

牧野備前守殿、水野越前守殿、二人は若老中

森川内膳守殿、永井肥後守殿、已上の二人は若老中、皓台寺西丸様へ献上を申し上げないため、この分は止めと

申し上げる。天保九年にとしるすである。

寺社奉行普物は、漢三代より受けられないため遣わして

いない。もつともお断わりのため

土屋相模守殿、土井大炊守殿、松平伊豆守殿、松平丹波守殿、長崎奉行、大草能登守殿、毛セン二枚

右すべてに挨拶回りを終えたのは八半(午後三時)頃であつた。今回は大火があつた後のため、茶屋はなく、そこで寺より持参した弁当を出した。もつとも人足は金銭にてお願いした。

この時、方丈は丹波守殿の屋敷にて、御暇下されるのは何日に伺つたらよいかと申したところ、来る四日の昼過ぎに伺い出よとのことであつた。夜、明日三カ寺へ挨拶に回る用意をすませ、人足も調えた。

四月二日、あけ方より三カ寺へ進山の披露に行く。進物は左の如く、昔からの例の如くである。

龍穩寺え

一、毛セン二枚 大奉書包台付

金式百疋

一、金百疋 鑑司大和尚へ

一、二朱判銀一つ 取次をしてくれる奏者和尚へ

一、毛セン二枚

唐紙二十枚 大中寺え

一、二朱銀一つ 鑑司大和尚え

一、毛セン二枚

唐紙二十枚 総寧寺え

一、二朱銀一つ 鑑司大和尚え

大中寺と総寧寺の奏者には進物がない。

三カ寺とも拜席に座り、高茶台にて蜜湯、茶、菓子が出されて丁寧であった。

その内、大中寺は古くからの知りあいであったため、そばと少々の飯、三菜を出してくれた。方丈が書院の境まで送って下さり、監寺と奏者は式台まで送ってくれた。

府内三カ寺は、以前まで城内に来ていたが、漢三の代よりとりやめとなり、今回も来ていない。もつとも総泉寺は多くの借物をしているため、毛セン一枚、二百疋、尾張で新しく作られた大花瓶一箱を差し上げた。

四月三日、晴天、深見氏が見舞に来た。金二百疋、そば五切溜を持って来た。二十三日にも先例の如く御請待するところであったが焼失したため、麩菓献上と申して使者の山崎善左エ門が来た。大応知有の語録の考訂ができた。三

嶋の法花寺へ飛脚便を出した。指月老人の「橋場夢談」の序文を黒田侯の需めに応じて述作し遣わした。

薩摩の栄翁侯より用事を大円寺へ申し上げようとして来たが、遠からずに帰国するため参上する事を断わった。

平戸侯の侍医の菊菴が来てくれた。行智法印も訪ねてきた。今日、大中寺より使僧の肥後の人天養和尚が来た。絡子を一肩、風呂敷を五枚持ってきた。先達で、駒込の惣禅寺の昌隆和尚が今夏結制に付き、戒会も催すため、その戒師を依頼されるのであったが、大火にて止めになった。今日再び申して来たが、五月であるため、そんなに長く滞留してはいないところから断わった。

四月四日、晴天、午後、松平丹波守殿の屋敷へ伺いに
出、夜になって帰寺した。明日のこと、これによって用意を申し付けられる。

皓台寺え、明日五日、午前七時に御城へ参上すること。以上

四月五日、駕の人足の上下は朔日の如くである。五前頃（午前八時頃）に登城する。御玄関より蘇鍊間へ行き扣え

ていた。もつとも障子のある方で、奥より三疊目が決まっている席であった。金張付で蘇鉄の絵のある方には誰もいなかった。圓節が出会し、修礼を三度した。九時（午後十二時）頃、神社奉行の立会いで、御老中の一人が出席するため、最初に出てこられた。一札された。これは御暇の御礼であるといつて引き退き、また、出る時には松平丹波守殿が両手にて御時服三枚を抱へ渡された。請け取り次第退き、次の間で城内の雑役に従う御坊主へ渡した。また、一度進んで礼を述べた。これは拝領のお札である。小袖は役僧が拝領し、長持へ入れて拝領の荷札をつけ御玄関前より持出した。

絵符 表

拝領

裏

長崎

皓台寺

すみ次第、下乗橋内外に

て改め、老中と若老中、寺社奉行、長崎奉行が回動したことは朔日（四月一日）の如くである。松平丹波守殿屋敷及び大草能登の守、屋敷において長崎への返翰書を請け取ること。

拝領の長持は大手前に用意しておく。御老中が登城した後には、御玄関まで持ち込むことを申しつける。拝領した小袖

は左の如くである。

一、黒紗綾 二、鶯茶羽二重 三、白羽二重

この日、晚七過（四時）過ぎに帰山した。

明日は、麻布の龍穩寺へ出立の届を使僧に申し入れることを今夕に申し付けた。弟子の潜竜（立）と侍一人、僕一人で行く予定である。

四月六日、今日、龍穩寺へ潜立を使僧として遣わした。

近々、江戸を出立するにつき、先例の通り使僧によって御届け申上げる。これは十八世漢三が文化十二年三月に参府した時以来の慣例になっている。はじめに大中寺など親しき寺院、諸侯方へ御届け出ている。今日、先触を出した。

明日の八時（午前二時）に出立するはずであったが、用事ができたため八日の出立となった。今日、江戸の麻布より赤坂まで火事になった。今夕、法泉寺より上膳の二汁五菜、蒸菓子、乾菓子の両種が出た。

四月七日、雨天、明日朝に、江戸を出立する用意をしている。法泉寺の住職はじめ下男まで拝礼した。別に米代と夜具料などを支払ひし、道中の用心を申し渡された。明朝の出発の際の人足を申し渡された。計九人である。今夕に

は龍穩寺より大俊鑑司が使僧として来られた。またまた駒込の惣禅寺の授戒会のことを頼みに来たため、やむなく使僧を頼んで断わりを申し入れた。法泉寺よりの饒別は浅草のり二百枚、金二百疋、道中用の梅ようかん、せんすであつた。

【向島】隅田川の向こう岸に島のように見えたところからの呼称である。東京都墨田区、隅田川の東岸にある地名で天領。【法泉寺】東京都墨田区東向島三―八一―一にある。

【触頭】寺社奉行の命令を配下の寺院に伝達したり、配下の寺院からの訴願を奉行に伝えるのを役とした寺院。【高札】掟、条目、禁制などを板に書き、市場、町辻、追分、橋詰、渡し場など、人目につきやすい場所に掲げたもの。内容により、親子札、キリシタン札、毒薬札、駄賃札、火事場札、徒党札、拔荷札、浦高札などに分けられた。【閑清之地】静かで清らかな場所。【雅情】みやびやかな趣、風雅な情趣。【向後】こののち。以後。今後。【枕掛】枕と肩とのすき間をおおうための寝具。【府内】江戸時代、江戸町奉行支配に属した区域内。品川大木戸、四谷大木戸、

板橋、千住、本所、深川以内の地をいう。【使僧頭】使いとして派遣される僧。【老中】江戸幕府の職名で、将軍に直属し幕政を総攬した幕府最高の職で、三代将軍家光の頃から用いられた。譜代大名のうち一〇万石以下二万五〇〇〇石以上の城主である者から選任された。【寺社奉行】江戸幕府の職名の一つで、全国の寺社およびその領民をはじめ、神官、僧侶、楽人、盲人、陰陽師、連歌師などを統轄し、また、私領相互間の訴訟を受理したもので、奏者番である譜代大名から選任され、四、五人を定員とした。勘定奉行、町奉行と合わせて三奉行と称され、評定所一座の構成員として、重要事件の裁判・評議を担当し、属吏に、家臣から選出した留役、寺社役、取次などの役職があり、自己の江戸屋敷を役所として、月番で執務した。【長崎奉行】江戸幕府の職名で、長崎の市政を監督し中国・オランダとの貿易をつかさどるとともに、諸外国の動静を監察し、九州諸大名を指揮して外寇の備えにもあたった。老中の支配に属し、役高千石、役料四四〇二俵一斗、役金三千両、配下に、長崎代官をはじめ、支配組頭、支配調、与力、同心などがいた。【回勤】任官、就職した時など、関

係の人びとに札を述べ、また、挨拶をして回ること。回札のこと。【公用人】大小名の家に仕えて公用をつとめた人。【添翰】文章などに添える手紙。紹介や依頼、贈り物をする時に添付する手紙。【拝札】頭を下げて札をするこ
と、拝むこと。【茶飯淡雪】茶の汁でたぎ、塩味をつけた飯。【門番】門の所に詰める番人、門衛。【西内紙】茨城県西野内で出来る丈夫な日本紙。【奉書】コウゾの繊維で作った厚手で上等な和紙。【奏者】将軍家・諸大名家・大寺院などで諸寺を主人に取次ぐ役職、またはその人を用う。【高茶台】客に茶をすすめる時、茶碗をのせる足の高い台。【大円寺】現在、東京都杉並区和泉三一五二―一八にある。【豪徳寺】現在、東京都世田谷区豪徳寺二―二四一七にある。山号は大谿山、開創年代は文明年間（一四六九―一八七）、開基は吉良忠政。もと弘徳寺と称し臨済宗であったが、江戸時代に井伊直弼の菩提所となり、その法名から豪徳寺と改称した。【知音】よく心を知り合っている人、親友のこと。【滞留】旅先などで長時間とどまっていること。逗留。滞在と同じ。【増上寺】東京都港区芝公園にある浄土宗の大本山。山号は三縁山、もと貝塚村（千代

田区）にあった真言宗の光明寺を、元中二年（一三八五）に聖聡が改宗して現在の名称に改め、後に徳川家康の入府とともに徳川家の菩提所となつて興隆した。慶長三年（一五九八）に現在地へ移転している。【大夫】律令制で五位以上の者。後に一般に、五位の者をいう。【毛氈台】獣の毛の繊維をひろげ延ばし、加熱・圧縮してフェルトにして幅広の織物のようにしたもの。敷物にしたり、書面をかく場合の下敷きにしたりするものの台。【閑暇】するべきことのない状態、ひま。【先規】以前からの規則、前からのしきたり。【吟味】念入りに調べること。【官紗衣】役人の着る生糸を絡織にした織物で作られた衣服。【手巾】てぬぐいのような、長さ五尺ほどの帯。僧、尼などが用いた。【差貫】袴の一種。八幅のゆるやかで長大な袴で、裾口に紐を指し貫いて、着用の際に裾をくくって足首に結ぶもの。朝儀の束帯の際に、略儀として用いる布製の袴ということから布袴ともいうが、次第に絹製となり、地質・色目・文様・構造なども位階・官職・年齢・季節によつて異なつた。【痘瘡】法定伝染病の一。接触や空気伝染によつてうつる。【四代将軍】徳川家綱。三代家光の子。幼名は

竹千代。諡号は嚴有院と称した。【東堂】その寺の前任職をいう。【愚禪】無学愚禪（一七三三—一八二九）。武蔵の人、延享三年（一七四六）に武蔵興長寺の痴天について得度し、後に長門の功山寺大暁高鈞に参じて法を嗣ぐ。加賀大乘寺四十三世、『般若心経指針』『大乘愚禪和尚語録』を撰す。【輓偈】人の死をいたむ詩偈。【伏見御殿】京都市伏見区桃山町一帯に所在した城で、文祿元年（一五九二）に豊臣秀吉の隠居屋敷として開かれた後、本格的な城に発展した。慶長三年（一五九八）に秀吉が没すると、徳川家康が入城し西日本支配の拠点となった。【神君】偉大な君主を称えて呼ぶ名で、江戸時代では徳川家康を意味した。【直命】じかに命令すること。【明正天皇】後水尾天皇の第二皇女。【紫衣】紫色の袈裟で、曹洞宗では最上の色衣としている。【大猷院】徳川三代将軍家光が死後、後光明天皇から賜わった法号。【杖払い】貴人の通行の際、その一行の先に立って先払いをすること。【関所】街道の要所や国境に設け、戦時における防衛あるいは通行人や物品の検査に当たった所で、江戸期には幕府や諸藩が治安維持のために設置した。【旗本】江戸時代には将軍家直参で、一万

石未満、御目見以上の武士をいう。【東叡山】東京都台東区上野桜木にある天台宗の寺で、寛永寺の山号。【翫華】花をもてあそぶこと。【総泉寺】東京都台東区橋場にあったが、現在は板橋区小豆沢に移転された。江戸時代は江戸総録三ヶ寺の一つであった。【杉原紙】鎌倉時代、播磨国揖東郡杉原村（兵庫県多可郡加美町）で産したといわれる紙。奉書紙に似てやや薄く種類が豊富で、主に武家の公用紙として用いられた。後に、一般に広く使われるようになると各地で漉かれた。【福嚴寺】東京都墨田区東駒形三—二十一—三にある曹洞宗寺院。【円沢寺】東京都港区南麻布二—十四—十四にある曹洞宗寺院。【結制】九旬安居の制を結ぶことで、江湖会ともいう。【滞留】旅先にしばらくとどまっていること、滞在。【止宿】泊まること。【揮毫】文字や絵を書くこと。染筆や指毫のこと。【市谷】「市ヶ谷」とも書き、江戸時代には神社・武家屋敷地で市ヶ谷見付があった。【垂誡】垂示教誨の略で、師家が学人に教えを垂れること。【点茶】茶をたてること。【両国橋詰】東京都中央区東日本橋二丁目と墨田区両国一丁目を結び墨田川にかかる橋の一番奥の所。【招請】まねき迎える

こと。【高祖】道元禪師のこと。【真影】肖像のこと。【如意】読経・説法の時の講師の僧や灌頂の時の大阿闍梨などがたずさえる具。鉄・銅・角・竹・木などで作り、先端が巻き曲がって蕨の形をしているもの。【箆瓢】飯を盛る器と水を入れる器。【松平冠山】明和四年（一七六七）十月三日に誕生し、天保四年（一八三三）七月九日に没した。旗本池田政勝の次男で、池田（松平）大隅守定得の養子。佐藤一斎に学び、林述斎と親しく、地誌・仏典等と漢の学に通じ、毛利高標・市橋長昭とともに柳間詰の文学の三侯と称された。【長柄】器物に取り付けられた長い柄。また、柄または柄にあたる部分の長いこと。【人足】貨物の運搬や普請などの力仕事に従事する労働者、人夫。【長持】衣類、調度などを入れて運搬したり保存したりするための蓋のついた長方形の大きな木製の箱。【晋物】進上する物品、おくりもの、おつかいものである。【釣台】物をのせてかついで行く台。板を台とし、両端をつり上げてふたりでかつぐ。嫁入道具や病人などをのせて運ぶのに用いた。【御影堂】尊崇する人の姿を写した画像や影像を安置する堂。【玄関】寺の書院の入口や公家の車寄、また、武

家の入口の式台のある所。【敷台】武家家屋において、玄関などを上がったすぐの部屋。板敷の場合が多い。【下乗橋】江戸城内の橋の一つ。登城する大名などが、乗り物からおりなければならなかった橋。そこより奥へは召連れる家来もごくわずかに制限されていた。【伴僧】住職に随伴する僧。番僧。【草履取】武家などに任せて、主人の草履を持って供をした人。ぞうりもちともいわれた。【目付】若年寄の支配に属し、旗本・御家人の観察をはじめ、江戸城内の巡検、火災の予防、諸役人の勤怠の調査、礼式、規則の観察、將軍の供奉、評定所裁判の陪席などに従ったもの。【書院番頭】書院番の隊長、若年寄支配。【立添】離れないで、そばにつき添うこと。【学頭】一宗の学事をつかさどる僧の役名。【公方】征夷大將軍の称。【月番】一ヵ月ずつ受持を定めて交替して勤務すること。また、その人。【茶屋】路傍で休憩する人に湯茶などを出す店。茶店。【弁当】外出先で食事するため、器物に入れて携える食品。また、その器物。【人足】力仕事に従事する労働者。【回勤】任官、就職した時など、関係の人びとに礼を述べ、挨拶をして回ること。【早天】早朝、あけがた。【南鐙】江戸時代

の貨幣で二朱判銀のこと。【奏者】将軍家・諸大名家・大寺院などで、諸事を主人に取次ぐ役職。また、その人、奏者役。【拜席敷】神仏を礼拝する時に敷く座具で、敷くものをいう。【大中寺】栃木市大平町西山田にあり、天下大僧録関東三箇寺の一つである。【旧知】古くからの知りあい。旧知人。【蕎麦切】そば粉を水でこねて薄くのばし、細く切った食品。ゆでて汁につけたり、煮込んだりして食べる。【三菜】山に自生する植物で食用にするもの。【府内三ヶ寺】関三刹の東京出張所として江戸府内に置かれた三ヶ寺（総泉寺、青松寺、泉岳寺）のこと。江戸時代、宗務行政上、大きな役割を果たした。【粗菓】粗末な菓子。【大応録】『大応禪師語録』のこと。大応知有撰。有道等編。文政十年（一八二七）序刊。頑極官慶の法嗣で、摂津の仏眼寺・栄松寺・加賀の天徳院などに住持した大応の一代の語録。【飛脚】文書・金銭・小貨物などを送達する使いや人夫をいう。江戸幕府が通信機関として採用した。【指月老人】指月慧印（一六八九―一七六四）のこと。武蔵押切の西光寺、同小曾根の西光寺、川崎の養光寺を開いたので三光老人と称される。『拈評三百則不能語』など多

くの著作がある。【参上】人のもとに行くことをへりくだっていう。【侍医】おかかえの医者。【絡子】三衣中の五条衣を縮小したもので、掛子、掛絡ともいう。【坊主】同朋頭の支配に属し、剃髪、法眼で城内の雑役に従ったもの。茶室を管理し、将軍や大名、役人に茶をすすめる奥坊主と、登城する大名の世話をやき、大名や諸役人の給仕をする表坊主に分かれたが、他に数寄屋頭の支配に属し、茶礼・茶器を掌り、喫茶を取り扱う数寄屋坊主などもいた。【小袖】絹の綿入れ。【絵符】公家、武家などの荷物を陸上輸送する際、その荷物であることを表示した荷札。【潜竜（立）】黄泉の弟子の一人である。【麻布龍穩寺】関東僧録司の龍穩寺（武州）の江戸出張所で、麻布の長谷寺（現在、永平寺東京別院）のこと。【浅草のり】隅田川口の浅草でとれた干し海苔。【梅羹】梅干しの果肉、または梅酢を加えて作ったようかん。